令和８年度 大阪市教育委員会事務局指導部
登校支援室アドバイザー(会計年度任用職員)募集要項

1　募集人数

1名

2　業務内容

(1) 不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援先の提案等、不登校に係る児童生徒・保護者・学校からの相談対応

(2) 心和中学校転入に係る面談、体験等の補助、心和中学校転入希望生徒の在籍校訪問による実態把握、及び転入判定に係る資料作成等、心和中学校転入に係る連絡調整補助

(3) 不登校支援施策の調査研究、関係機関との連絡調整補助、及び支援先開拓に係る情報収集

(4) 児童生徒の社会的自立支援、保護者間の交流支援に係る研修・行事等の企画・運営

3　応募資格

(1) 不登校児童生徒支援に関する実務経験が10年以上あり、かつ以下(a)から(c)のいずれかの要件を満たす者

(a) 学校の管理職経験を有する者

(b) 不登校児童生徒またはその保護者を支援するNPOやフリースクール等の管理職経験を有する者

(c) 上記の他、不登校児童生徒またはその保護者支援に関する経験を有し、任命権者が適任と認める者

(2) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない者

【地方公務員法第16条(抜粋)】

(欠格条項)

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上(1)、(2)の受験資格を満たす者がこの試験をうけることができます。

年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

(注) 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

※次の特記事項を確認し、申立書を記載する前に、下記URLから必要な研修を受講してください。

こども性暴力防止法に関する研修動画（標準動画・従事者向け）

URL：https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000689804.html

※特記事項

・本業務へ従事するに当たっては、（令和８年12月25日までに施行予定の）学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が

必要となる。

・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本市の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしている。

・このため、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認する予定としている。

・詳細については、採用選考過程及び採用内定後に案内を予定している。

・なお、上記に対し虚偽の報告をするなど、「重要な経歴の詐称」が発覚した場合、採用の取り消しを行うこととする。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文を参照

4　任用期間

令和９年１月１日から令和９年３月31日まで

（注）勤務実績に応じて、２回まで再度の任用がされる場合があります。

（再度の任用の有無については、年度末に決定します）

5　勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

週４日30時間(1日7時間30分勤務)

午前９時15分から午後５時30分(休憩45分含む)

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

月曜日から金曜日のうち指定する週１日

(3) 勤務場所

登校支援室「なごみ」　大阪市浪速区日本橋東３－１－23(大阪市立心和中学校内)

(4) 報酬等（１年目）

報酬(月額)	176,436円～238,032円

(注)採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内に決定されます。

(注)上記報酬等は、募集時点のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(注)上記報酬等の他に、通勤手当が支給されます。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：5日 付与期間：1月1日～3月31日
特別休暇	【有給】 ・忌引休暇　・結婚休暇　・産前産後休暇　・配偶者分べん休暇 ・育児参加休暇　・災害等による通勤時の出勤困難な場合 ・育児時間休暇　・ドナー休暇　・子の看護休暇※1 ・短期介護休暇※1　等(※1) 【無給】 ・生理休暇　・妊娠障害休暇　　(※1) 別途取得要件あり

その他、育児休業等制度（無給)、介護休暇等制度（無給)、病気休暇制度（有給）あり。

(注)上記休暇等は、募集時点のものですが、採用時には変更されることがあります。

(6)社会保険

共済組合、厚生年金保険、雇用保険

(7)服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

営利企業への従事(兼業)については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8)その他

受験資格がないこと並びに受験申込書の内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6　選考方法

(1)筆記(論文)審査

(2)口述(面接)試験

7　選考日及び選考会場

選考日：令和8年12月10日(木曜日)

選考時間：午前9時00分～午後5時00分の間

選考場所：大阪市役所本庁舎

選考日時及び場所については、別途通知します。

8　申込方法

以下の(1)から(5)の書類等を角形2号封筒に入れて送付してください。

(1) 受験申込書　　1通

(注)必要事項を記入し、過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽写真を貼付してください。

(注)受験申込書は、「大阪市ホームページ」よりダウンロードできます。

(注)両面印刷をしてください。

(2) 「3　応募資格(1)」のいずれかの要件を満たすことを証明できる書類(辞令の写し、在職証明書等)

1通

(3) 論文(提示された次の課題について1200字程度の論文を作成し提出してください)　1通

論文テーマ：「不登校児童生徒の社会的自立の支援に向けて登校支援室アドバイザーとして自分ができること」

(注)必ず自筆で作成してください。

(注)論文用紙は、「大阪市ホームページ」よりダウンロードできます。

(注)文部科学省が示す、不登校児童生徒支援に係る施策の方向性と、不登校児童生徒やその保護者、及び在籍校の支援ニーズを踏まえ、支援につながりにくい児童生徒とその保護者に効果的な取組や学校外の支援として有効な取組について、これまでの経験に基づき具体的に述べてください。

(4) 申し立て書　1通

(注)申し立て書は、「大阪市ホームページ」よりダウンロードできます。

(5) 受験票送付用として長形3号封筒(宛先明記・**320円分切手貼付**：特定記録郵便)　1通

○受付期間

令和8年11月19日(木曜日)から令和8年12月2日(水曜日)午後5時必着

(注)**簡易書留**にて後掲の申込先まで送付してください。

(注)令和8年12月2日(水曜日)は持参による申込受付を行っています。
受付時間は、午前9時30分から午後5時までです。

○申込先

〒530－8201　大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市教育委員会事務局　指導部　教育活動支援担当　生活指導グループ
大阪市役所3階
(注) Osaka Metro御堂筋線、京阪本線「淀屋橋駅」下車　北へ100m

○結果の発表

選考結果は、面接終了後、2週間以内に受験者全員に通知します。
(受験者本人以外にはお知らせできません)

○登録合格者について

合格者の他に、若干名を登録合格者(採用予定者)とし、通知します。
登録合格者に、令和8年度中に「登校支援室アドバイザー」の補充採用を行うこととなった場合は、評定の上位者から順に採用連絡をします。(採用を保証するものではありません)
なお、登録合格については、令和9年2月28日まで有効とします。

9　その他

この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

10　問合せ先

大阪市教育委員会事務局　指導部　教育活動支援担当　生活指導グループ

電話番号　06-6208-9174

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)
(倫理原則)
第４条　職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。
(職員倫理規則)
第８条　市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。
2　職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。
【その他遵守すべき事項の例】
・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
・入れ墨の施術を受けないこと